

1a版 2020.2.28 作成

トラクターの公道走行準備 法令に沿って

片山安心コンサルタント教習所に於いて 2020/02/10(月) 9:00から

労働安全コンサルタント

農作業安全アドバイザー

(日本労働安全衛生コンサルタント会認定)

片山 昌作

労働安全衛生コンサルタントは 労働安全衛生法 第81条に基づく業務で
企業・製造業・小売業・商店・飲食業・食品加工や農業団体及び給食施設・
特養老人ホーム・学校・その他で、安全衛生の指導を行なっています。

片山安心コンサルタント合同会社

教習所 富山県南砺市八塚四番島4106-1 電話 0763-58-5258

本社 富山県南砺市八塚188

メール: s.katayama@ansin39.com

南砺市年代
'17.5.

ホームページ <http://ansin39.com/>

1

安全専門指導員紹介

かた やま しょうさく

片山 昌作

富山県立砺波工業高等学校電気科 昭和54年卒業

トヤマキカイ(現コマツNTC)へS54年入社し、工作機械の配線、運転調整、サービス、制御設計で自動車会社及び関連企業の機械設備の仕事を26年間行い、工作機械の国際規格のJIS化に関わり、品質保証5年、内部統制2年行う。

その後、労働安全コンサルタントとして製造業を中心に、食品加工、小売店業や農業団体、特別老人ホーム、他の安全指導を行ない、富山県労働基準協会・職業能力開発協会など各協会の講師を務め、**農作業安全アドバイザー**(日本労働安全衛生コンサルタント会認定)及び**富山県担い手育成総合支援協議会**(富山県農業会議所)の安全専門指導員として営農組織の安全指導を行なう。

同時に、農家の長男として現経営面積7.3haで水稻(コシヒカリ)・大豆・六条大麦を生産し、片山安心コンサルタント合同会社の代表社員として**教習所**を運営し、**安全衛生指導者の教育**を行っている。(電話 0763-58-5258)



片山安心コンサルタント合同会社
ホームページ <http://ansin39.com/>



2

2

修正 '20.3.10 追加
片山安心コンサルタント合同会社
TEL 0763-58-5258 富山県南砺市
メール s.katayama@ansin39.com

目次

- 1-1. 公道走行の標識・灯火器
- 1-2. トラクタの公道走行法令
- 1-3. 公道走行の準備
- 2-1. 規制緩和措置
- 2-2. 特殊車両通行許可申請
- 3. 車幅に関する「基準緩和認定」の、個別申請不要の確認が取れたトラクタと作業機の組み合わせ



2020年2月は、60馬力程度まで

片山安心コンサルタント合同会社
ホームページ <http://ansin39.com/>

1-1. 公道走行の標識・灯火器

修正 '20.2.10 ガイドブック
片山安心コンサルタント合同会社
TEL 0763-58-5258 富山県南砺市
メール s.katayama@ansin39.com

JAMMA 日本農業機械工業会
ガイドブック等について
<http://www.jfmma.or.jp/data/koudousoukou-gb.pdf>

作業用付帯トラクタの公道走行ガイドブック

灯火装置の視認性確認

■全幅が2.5mを超えていて、灯火装置等がそれぞれ最外側から40cm以内とならない場合の対応イメージ

例「全幅2.75m」

片山安心コンサルタント合同会社
ホームページ <http://ansin39.com/>

修正 '20.2.10 道路運送車両法
片山安心コンサルタント 合同会社
TEL 0763-58-5258 富山県南砺市
メール s.katayama@ansin39.com

1-2. トラクタ公道走行法令



黒文字は「道路運送車両法」
朱文字は「道路交通法」
紫文字は「道路法」

◎大型特殊免許
農耕車限定含む

注意1: 全長4.7m、全幅1.7m、全高2m且つ最
高速度15km/hを越えなければ、灯火装置等
の取付け義務はないが、トラクタに装備されて
いれば確認の必要がある。

区分:	小型特殊	大型特殊	免許	小型特殊・他 条件超えの対応
車長	以下 4.7m	12m以下注3	◎	左右ミラーの取付と(後写鏡の)効用 ⑥
車幅	以下 1.7m	2.5m以下注3	◎	個別申請不要、反射器(前白、後赤) ⑦
		2.5mを超える	◎	「基準緩和認定」申請 「特殊車両通行許可」申請 ②
車高	2.0m以下 キャビン付は 2.8m以下	3.8m以下注3	◎	大型特殊免許(農耕車限定含む) ①
		3.8mを超える	◎	前記の申請 ②
速度15km/h以下	農耕用車両	運行速度表示 ③		
	35km/h未満	◎	灯火装置及び反射器 (注1 15km/h以下も装備は確認要) ④	
	35km/h以上	◎	自動車検査証登録(車検)、前輪に車重の20%以上 ⑤	

注3: 道路交通法の区分により
大型特殊免許が必要になる。
道路運送車両法の小型特殊
に農耕作業車は区分され、「新
小型特殊」と言われ注3とした

片山安心コンサルタント合同会社
ホームページ <http://ansin39.com/>

注意2: この表記に道路運送車両の保安基準
についての全てを網羅しているものではない 5

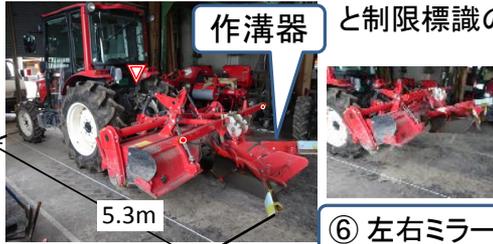
5

修正 '20.2.10 道路運送車両法
片山安心コンサルタント 合同会社
TEL 0763-58-5258 富山県南砺市
メール s.katayama@ansin39.com

1-3. 公道走行の準備 1/3

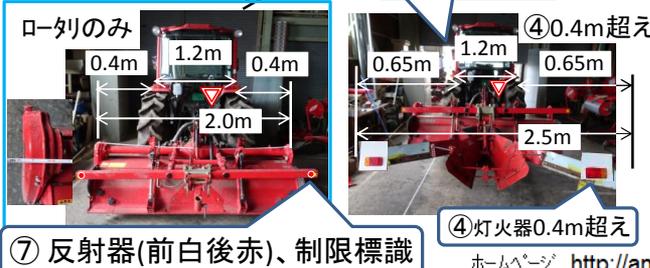
1) ロータリーに作溝器を取り付けると

- ①車幅2.0mは、大型特殊免許(農耕車限定含)の所持
- ④作溝器が灯火器より車幅で0.4m超える為、灯火装置及び反射器を追加する
- ⑥車長5.3mは、装備された左右ミラーで可
- ⑦車体+ロータリー+他の幅1.7m超えは、反射器と制限標識の取付



2) ウイングハローを取り付けると

- ①車幅2.0mは、大型特殊免許(農耕車限定含)の所持
- ③速度15km/h以下は運行速度表示する
- ④灯火装置及び反射器を見える様に追加
- ⑥車長4.4mは、後写鏡なくて良いが、装備の左右ミラーあれば使用できると良い



⑦ 反射器(前白後赤)、制限標識

ホームページ <http://ansin39.com/>

6

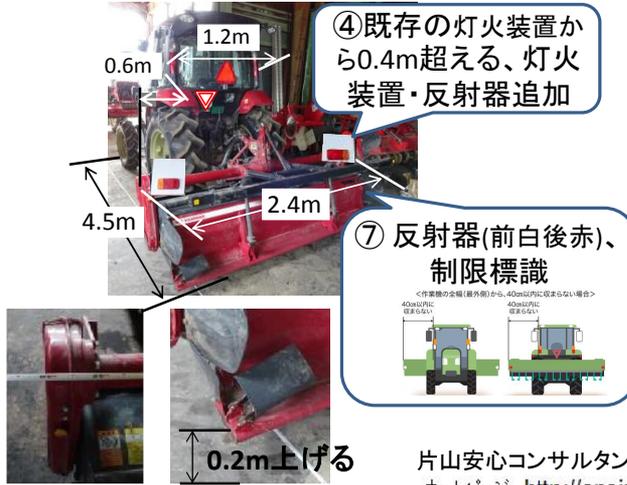
6

修正 '20.2.10 道路運送車両法
片山安心コンサルタント 合同会社
TEL 0763-58-5258 富山県南砺市
メール s.katayama@ansin39.com

1-3. 公道走行の準備 2/3

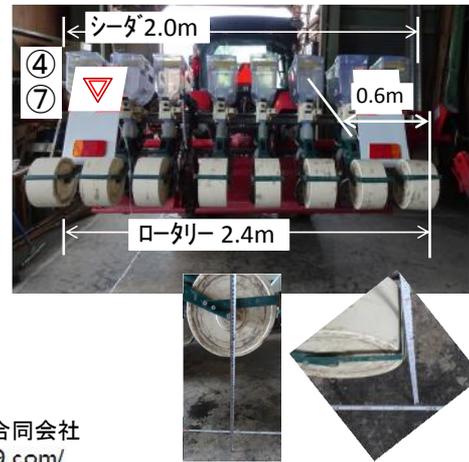
3) ロータリーを取り付けると

- ①車幅2.4mは、大型特殊免許(農耕車限定含む)の所持
- ④既存の灯火装置から車幅0.4m超えは、灯火装置及び反射器を追加する
- ⑥車長4.5mは、装備された左右ミラーで可
- ⑦車幅2.4mは、反射器と制限標識の取付



4) ロータリーにシーダを取り付けると

- ①車幅2.4mは、大型特殊免許(農耕車限定含む)の所持
- ④目視できる灯火装置及び反射器の追加
- ⑥車長5.4mは、装備された左右ミラーで後方確認できれば良い
- ⑦車幅2.4mは、反射器と制限標識の取付



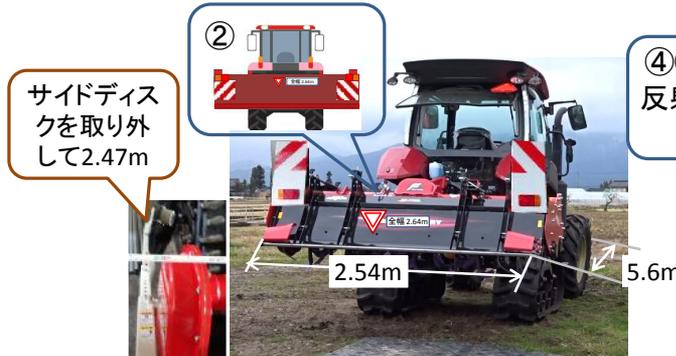
片山安心コンサルタント合同会社
ホームページ <http://ansin39.com/>

修正 '20.2.10 サイド取外し
片山安心コンサルタント 合同会社
TEL 0763-58-5258 富山県南砺市
メール s.katayama@ansin39.com

1-3. 公道走行の準備 3/3

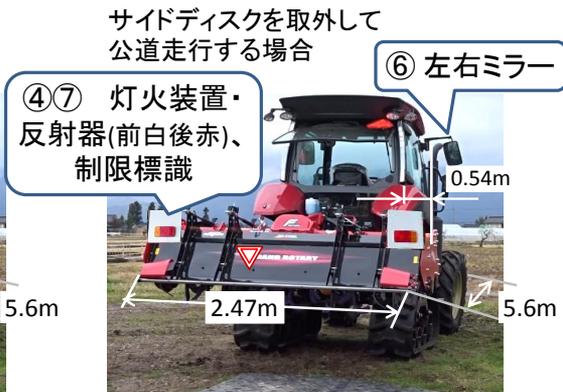
5) ロータリーを取り付けると

- ①幅2.54m、大型特殊免許(農耕車限定含む)所持
- ②車幅2.54mは、各種申請と外側表示板の取付け、路面から0.2m離れた時、灯火装置他が隠れたら追加する
- ④車幅2.54mは、既存の灯火器から0.4mを超える為、灯火装置・反射器を追加する
- ⑥車長5.6mは、装備された左右ミラーで可



6) サイドディスクを取り外して走行

- ①幅2.47m、大型特殊免許(農耕車限定含む)所持
- ④車幅2.47mは、既存の灯火器から0.4mを超える為、灯火装置・反射器を追加する
- ⑥車長5.6mは、装備された左右ミラーで可
- ⑦車幅2.47mは、反射器、制限標識の取付



片山安心コンサルタント合同会社
ホームページ <http://ansin39.com/>

作成 '20.2.05
片山安心コンサルタント合同会社
TEL 0763-58-5258 富山県南砺市
メール s.katayama@ansin39.com

2-1. 基準緩和措置

法令改正によりロータリを付けて公道走行が可能になったが、この「基準緩和認定申請書」を作成するには、知識・資料収集・計算など専門性が必要で、大変な労力が掛かりそうだ。

「基準緩和自動車の認定表について(仮令通達)」(平成30年9月19日付け自技第193号)
別添 基準緩和自動車の認定表類

最終改正：令和元年12月25日付け国自技第168号
施行期：令和元年12月25日

(下線は改正部分を示す。)

第10 基準緩和の認定一括処理の特例

- 第3に規定する自動車のうち次に掲げるものについては、基準緩和の認定一括処理を行うことができるものとする。この場合において、第1号の自動車にあっては、
 - (3) 農耕作業、除雪等に使用される自動車であって、その構造又は使用の様相が特殊であることにより、あらかじめ必要な条件又は制限を付した場合には採安上及び公害防止上支障がないと認められるもの
- 前項第1号及び第2号の規定に基づく申請は、第4第1項の規定にかかわらず、

附則(令和元年12月25日 国自技第186号)
(適用時期)

- この要領は、公布の日から適用する。

第1号様式(第5関係)

基準緩和認定申請書

年 月 日

地方運輸局長 殿

申請者の氏名又は名称 印
住 所

下記の自動車について、道路運送車両の保安基準第55条の規定に基づき、基準緩和の認定を受けたいので、別添の書類を添えて申請します。

記

- 車名及び型式
- 種別及び用途
- 車体の形状
- 自動車登録番号及び車台番号
- 使用の本拠の位置
- 構造又は使用の様相の特殊性
- 認定により適用を除外する保安基準の条項及び内容
- 認定を必要とする理由
- 省略する添付資料

(日本工業規格A列4番)

備考

- 申請者の氏名については、申請者が法人である場合は、法人の代表者とする。
- 印鑑に代えて署名を用いる場合は、印の箇所を署名する。
- 型式については、必要に応じて類別区分番号を記載する。
- 車台番号については、打刻がない自動車の場合は、製造番号を記載する。
- 認定を必要とする理由については、使用の条件を含めて記載する。なお、第3項第2号に規定する自動車にあっては、「災害応急対策又は災害復旧の内容」について記載すること。
- 一括緩和申請の場合は、標題に「(一括)」と付記するとともに、車台番号又は製造番号の開始番号を併記する。

申請書 <http://www.mlit.go.jp/common/001203312.pdf>

片山安心コンサルタント合同会社
ホームページ <http://ansin39.com/>

作成 '20.2.05
片山安心コンサルタント合同会社
TEL 0763-58-5258 富山県南砺市
メール s.katayama@ansin39.com

2-2. 特殊車両通行許可申請

この申請書は、知識・道路状況・計算・表現方法などの専門性を持っていないと作成できない気がする。

(申請は上位道路管理者に提出する)

例: 県道を含む市道は県に



1 特殊車両通行許可申請が必要な場合

車両制限令についての基準(抜粋)

車両の諸元	一般的制限値
幅	2.5メートル
長さ	12メートル
高さ	高さ指定道路・・・4.1メートル
	その他の道路・・・3.8メートル
	高速自動車国道 重み指定道路・・・軸距の長さに応

申請要領書 http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/download/tukokuyokasinseisyo_20111220.pdf

片山安心コンサルタント合同会社
ホームページ <http://ansin39.com/>

目次

1 特殊車両通行許可申請が必要な場合	1
2 申請の種類	2
2.1 申請の種類	2
(1)申請区分(新規・更新・変更申請)	2
(2)普通申請・包括申請	2
(3)通行区分(片道申請・往復申請・片道・往復)	1
(4)一方向申請	4
(5)申請方法の判定	5
2.2 許可期限と事業区分	8
2.3 申請に必要な書類	10
(1)申請に必要な書類と枚数	10
(2)その他の書類とは	11
(3)申請書類のとりまとめ方法	12
3 申請書類の作成要領	14
3.1 書類の種類	14
(1)普通審査とは	14
(2)電算審査とは	14
3.2 特殊車両通行許可認定申請書	15
3.3 附属書類(車両内訳書、通行経路表および通行経路図)	20
(1)車両内訳書	20
(2)通行経路表	21
(3)通行経路図	23
3.4 附属書類(車両諸元に関する説明書)	25
(1)車両の諸元に関する説明書①	25
(2)車両の諸元に関する説明書②	27
(3)車両の諸元に関する説明書③、④	29
(4)車両の諸元に関する説明書⑤、⑥	31
3.5 積載物重量計算方法	33
4 申請書類の作成例	37
4.1 普通申請	37
4.2 包括申請	42

作成 20.2.28
 片山安心コンサルタント 合同会社
 TEL 0763-58-5258 富山県南砺市
 メール s.katayama@ansin39.com

3. 確認が取れたトラクタと作業機

■ 安定性の確認が取れたトラクタと作業機の組み合わせ **New!** <http://www.jfmma.or.jp/koudo.html>

作業機付きトラクタの安定性は、トラクタと作業機の組合せのモデル式を用いて計算し、**保安基準を満たすことが確認された作業機(直装式)とトラクタの組合せ**は以下の表のとおりです。
 この表は、トラクタメーカー及び作業機メーカーにより保安基準を満たすことが確認された組合せについて、随時追加掲載されます。

- | | |
|---|---|
| ○トラクタメーカ
井関農機(株)
(株)クボタ
三菱マヒンドラ農機(株)
ヤンマーアグリ(株) | ○作業機メーカ
(株)IHIアグリテック
アグリテックノズル(株)
小松工業(株)
(株)ササキコーポレーション
三陽農機(株)
(株)タイショー
(株)タカキタ
(株)デリカ
(株)丸山製作所
(株)やまびこ |
|---|---|
-
- | | | |
|---|---|--|
| ■ロータリー 三陽農機(株)
■ハコ 三陽農機(株)
■刈草機 三陽農機(株)
■イネ刈 三陽農機(株) | (株)クボタ 三陽マヒンドラ農機(株)
三陽マヒンドラ農機(株)
三陽マヒンドラ農機(株)
三陽マヒンドラ農機(株) | (株)IHIアグリテック
アグリテックノズル(株)
(株)ササキコーポレーション
(株)ササキコーポレーション |
|---|---|--|

現在、60馬力程度
までの掲載あり



http://www.jfmma.or.jp/kodosoko/npl_01_yma.pdf

(当該表は本会の保安基準の組合せを定める表8条項1.5項4号、同8.6条項1.項4号、同1.6.4条項1.項4号の適合する農機トラクタの作業機が紹介されています)

トラクタの型式	作業機の型式	トラクタの型式	作業機の型式	備考	対応機種	備考
Y1300	Y1300	Y1300	Y1300	作業機が適合する機種	Y1300	Y1300
Y1300	Y1300	Y1300	Y1300	作業機が適合する機種	Y1300	Y1300

片山安心コンサルタント合同会社
 ホームページ <http://ansin39.com/>

現在作業幅2200
までの掲載あり



以上、お疲れ様でした。 ご安全に



2019-11-29 婦中町外輪野

片山安心コンサルタント合同会社
 ホームページ <http://ansin39.com/>